

## 新たな地域コミュニティ支援事業概要（中間支援組織の活用）

### ◆事業目的

新たな地域コミュニティ支援事業は、市政改革の柱の一つである、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて、中間支援組織の活用により、「地域活動協議会」が自律的な運営のもと、様々な地域課題を解決する取組みを行うことで、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを実現させることを目的とする。

### ◆実施体制

特名随意契約により決定した委託事業者（中間支援組織）が、区役所庁舎内に提供するスペース「都島区まちづくりセンター」を設置し、平成 30 年 7 月 1 日より、「アドバイザー」1 名と「地域まちづくり支援員」を 2 名以上配置する。

- ・アドバイザー：地域まちづくり支援員に対して、随時、助言・指導を行うとともに、地域団体や委託者からの相談に応じる。
- ・地域まちづくり支援員：地域課題解決に向けた多様な主体のコーディネートや会議におけるファシリテートなど地域活動支援の知識や実績を有し、地域団体等との良好な関係を保つ。

### ◆具体的な業務内容

- (1) つながり拡充のための支援
  - ア 地域における新たな人材の発掘と育成にかかるイベント等 1 回以上
  - イ 多様な活動主体との連携・協働に向けたマッチングの実施 1 件以上
  - ウ 上記ア、イに関連する事業を実施した際には、アンケート調査等により事業効果の検証を行うこと。
- (2) 地域活動協議会の自律運営にかかる支援
  - ア 地域活動協議会内部における連携・協働に向けた支援
  - イ 大阪市都島区地域活動協議会補助金の活用に関する助言・指導
  - ウ 社会的ビジネス、CB・SB にかかる支援
  - エ 地域活動協議会の事務局機能充実にに向けた支援
  - オ 法人化に向けた情報提供
  - カ 区内の地域活動協議会の情報交換や連携の促進

◆委託期間：平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

### 中間支援組織イメージ図

